

Press Release

島根労働局発表令和元年10月23日(水)

長時間労働が疑われる事業場に対する 平成30年度の監督指導結果を公表します

島根労働局では、このたび、平成30年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果(※)を取りまとめましたので公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった230事業場のうち、97事業場(42.2%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、64事業場(違法な時間外労働があったもののうち66%)でした。

島根労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

(※)改正労働基準法等の施行前の法令に基づく監督指導結果です。

【平成30年4月から平成31年3月までの監督指導結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場:

230 事業場

このうち、176事業場(全体の76.5%)で労働基準関係法令違反あり。

- (2) 主な違反内容[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
 - ① 違法な時間外労働があったもの:

97 事業場 (42.2%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの:

64 事業場 (66%)

うち、月100時間を超えるもの:

39 事業場 (40.2%)

うち、月150時間を超えるもの:

5 事業場(5.2%)

うち、月200時間を超えるもの:

0 事業場(0%)

② 賃金不払残業があったもの:

12 事業場(5.2%)

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの:

36 事業場(15.7%)

- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況「(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
 - ① 過重労働による健康障害防止措置が

不十分なため改善を指導したもの:

169 事業場 (73.5%)

うち、時間外・休日労働を月80時間※以内に

削減するよう指導したもの:

95 事業場(56.2%)

- ※ 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たり おおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見がある ため。
- ② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの: 45 事業場(19.6%)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (平成30年4月から平成31年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

〇 監督指導実施状況

平成30年4月から平成31年3月までに、230事業場に対し監督指導を実施し、176事業場(76.5%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが97事業場、賃金不払残業があったものが12事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが36事業場であった。

表 1 監督指導実施事業場数

		P *权长落中长	兴科甘淮明坛 壮人决	71	主な違反事項別事業場数		
		監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数	労働時間	賃金不払残業	健康障害防止措置	
		予 未勿奴	次が切りた手术物数	(注3)	(注4)	(注5)	
	合計	230	176	97	12	36	
	(注1,2)	(100%)	(76. 5%)	(42. 2%)	(5. 2%)	(15. 7%)	
	製造業	46	34	25	0	4	
	表坦未	(20%)	(73. 9%)	20	U	4	
	建設業	37	21	5	1	1	
		(16. 1%)	(56.8%)	3	'	'	
主	運輸交通業	26	25	13	0	4	
主な		(11.3%)	(96. 2%)	10	Ů	7	
業種	商業	58	47	25	6	14	
梩	问木	(25. 2%)	(81.0%)	20	Ů	17	
	接客娯楽業	17	15	10	2	9	
	19日共未未	(7.4%)	(88. 2%)	10		J	
	その他の事業	22	13	7	1	1	
	(注6)	(9.6%)	(59. 1%)	,	'	ı	

- (注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。
- (注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。
- (注3) 労働基準法第32条違反 [36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。]の件数を計上している。
- (注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。
- (注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の10違反〔心理的な負担の程度を把握するための検査を行っていないもの〕の件数を計上している。
- (注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表 2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

I	合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
	230	81 (35. 2%)	88 (38. 3%)	22 (9. 6%)	20 (8. 7%)	12 (5. 2%)	7 (3. 0%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
230	25	43	22	40	46	54
	(10. 9%)	(18. 7%)	(9. 6%)	(17. 4%)	(20%)	(23. 5%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、169事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

	指導事項 (注1)						
指導事業場数	面接指導等の 実施 (注2)	長時間労働によ る健康障害防止 対策に関する調 査審議の実施 (注3)	月45時間以内 への削減 (注4)	月80時間以内 への削減	面接指導等が実施 出来る仕組みの整 備等 (注5)	ストレスチェック制度を含む ク制度を含むス対 策に関する調査 審議の実施	
169	3	23	74	95	8	3	

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1月100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は2ないし6月の平均で80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」又は「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、45事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(労働時間適正把握ガイドライン)に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

	指導事項 (注1)						
	始業・終業時刻	自己申告制による場合					
指導事業場数	カス・ドスドッグ の確認・記録 (ガイドライン 4(1))	自己申告制の説 明 (ガイドライ ン4 (3)7・イ)	実態調査の実施 (ガイドライン 4(3)ウ・エ)	適正な申告の阻 害要因の排除 (ガイドライン 4(3)オ)	管理者の責務 (ガイドライン 4(6))	労使協議組織の 活用 (ガイドラ イン 4 (7))	
45	24	3	22	2	1	0	

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった97事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、64事業場で1か月80時間を、うち39事業場で1か月100時間を、うち5事業場で1か月150時間を、うち0事業場で1か月200時間を超えていた。

表 6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

A	000±88.W.—	00pt 88 t7				
違反事業場数	80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超	
97	33	64	39	5	0	

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、18事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、73事業場でタイムカードを基礎に確認し、33事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、89事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

	白口由先制		
使用者が自ら現認 (注2)	タイムカードを基礎 (注 2)	ICカード、IDカードを基礎 (注2)	自己申告制 (注 2 , 3)
18	73	33	89

- (注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。
- (注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。
- (注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

【参考】 前年同期における監督指導結果

前年同期の監督指導結果は以下のとおり。

				平成 30 年度	平成 29 年度
監督指導	監督	督実施事業場		230	239
実施事業場		うち、労働基準済	去などの法令違反あり	176 (76.5%)	157 (65. 7%)
	1	違法な長時間労	分働があったもの	97 (42. 2%)	92 (38.5%)
		うち、時間	1 か月当たり 80 時間を超えるもの	64 (66.0%)	72 (78.3%)
		外・休日労働	1 か月当たり 100 時間を超えるもの	39 (40. 2%)	53 (57.6%)
 主な		の実績が最も 長い労働者の	1 か月当たり 150 時間を超えるもの	5 (5.2%)	16 (17. 4%)
違反内容		時間数が	1 か月当たり 200 時間を超えるもの	0 (0.0%)	6 (6.5%)
	2	賃金不払残業が	· ヾあったもの	12 (5. 2%)	13 (5.4%)
		うち、時間外・1 たり80時間を超	木日労働の実績が最も長い労働者の時間数が 1 か月当 えるもの	7 (58. 3%)	8 (61.5%)
	3	過重労働による	の健康障害防止措置が未実施のもの	36 (15. 7%)	26 (10.9%)
	1	過重労働による	6健康障害防止措置が不十分なため改善を指導し	169 (73.5%)	189 (79.1%)
主な健康障	7.	こもの		109 (73.5%)	189 (79.1%)
害防止に関		うち、時間外・化	木日労働を月80時間以内に削減するよう指導したもの	95 (56. 2%)	110 (58. 2%)
する指導の	2	労働時間の把握	屋方法が不適正なため指導したもの	45 (19.6%)	49 (20.5%)
状況		うち、時間外・6時間を超えるもの	木日労働の最も長い労働者の時間数が1か月当たり80 の	18 (40.0%)	20 (40.8%)

監督 指導事例

事例1

(飲食店)

- 1 36協定を締結・届出することなく、月100時間を超える違法な時間 外・休日労働(最長:月121時間)を行わせていたことから、指導を 実施した。
- 2 賃金台帳に時間外労働時間数、休日労働時間数及び深夜労働時間数 が記載されていなかったことから、指導を実施した。
- 3 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金が支払われていなかったことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実 と 労働基準監督署の指導

1 タイムカードで管理していた労働時間の実態を調査したところ、労働者4名について、36協定を締結・届出することなく、月100時間を超える違法な時間外・休日労働(最長:月121時間)を行わせていたことが判明した。

労働基準監督署の指導

- ①36協定を締結・所轄の労働基準監督署長に届出することなく、時間外労働を行わせたことについて是正勧告(労働基準法第32条違反)
- ②時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう 指導
- 2 賃金台帳に時間外労働時間数、休日労働時間数、深夜労働時間数が記載されていないことが判明した。

労働基準監督署の指導

賃金台帳に時間外労働時間数、休日労働時間数及び深夜労働時間数が記載されていなかったことについて是正勧告(労働基準法第108条違反)

3 時間外労働、休日労働及び深夜労働を行わせていたにもかかわらず、当該労働に対して、割増賃金を支払っていないことが判明した。

労働基準監督署の指導

時間外労働、休日労働及び深夜労働に対し、法令で定める率以上の率で計算した 割増賃金を支払っていなかったことについて是正勧告(労働基準法第37条違反)

1 36協定の特別条項で定める上限時間を超えて、違法な時間外・休日 労働(最長:月174時間)を行わせていたことから、指導を実施した。

事例2 (小売業)

2 時間外労働、休日労働に対する割増賃金について、固定残業代が支払われていたものの、その固定額を超える時間外労働、休日労働に対して、割増賃金を支払っていなかったことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実 と 労働基準監督署の指導

1 36協定で定めた上限時間(特別条項:月80時間)を超えて、1か月100時間を超える違法な時間外・休日労働(最長:月174時間)を行わせていたことが判明した。

労働基準監督署の指導

- ①36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告 (労働基準法第32条違反)
- ②時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう 指導
- 2 時間外労働、休日労働に対する割増賃金について、毎月、定額の固定残業代を支払っていたものの、実際の時間外労働時間数、休日労働時間数に応じた割増賃金額が、定額の固定残業代を上回った場合に差額(割増賃金)を支払っていないことが判明した。

労働基準監督署の指導

時間外労働、休日労働に対し、法令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払っていなかったことについて是正勧告(労働基準法第37条違反)

1 特別条項付き36協定が労使で締結され、所轄の労働基準監督署長に 届出されていたものの、36協定の限度時間を超えることのできる回数 (年6回)を上回る時間外労働が認められたことから、指導を実施し た。

事例 3 (小売業)

- 2 賃金台帳に時間外労働時間数、休日労働時間数及び深夜労働時間数 が記載されていなかったことから、指導を実施した。
- 3 常時深夜業務に従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期の健康診断を行っていなかったことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実 と 労働基準監督署の指導

1 タイムカードで管理していた労働時間の実態を調査したところ、36協定の特別条項で定めた限度時間を超えることのできる回数(年6回)を上回る時間外労働を行わせていたことが判明した。

労働基準監督署の指導

36協定で定めた限度時間を超える回数が年6回を超えていたことについて是正勧告(労働基準法第32条違反)

2 賃金台帳に時間外労働時間数、休日労働時間数、深夜労働時間数が記載されていないことが判明した。

労働基準監督署の指導

賃金台帳に時間外労働時間数、休日労働時間数及び深夜労働時間数が記載されていなかったことについて是正勧告(労働基準法第108条違反)

3 深夜の時間帯(22時から翌5時まで)の業務に従事させる労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期健康診断を行っていないことが判明した。

労働基準監督署の指導

常時深夜業務に従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期の健康診断を行っていなかったことについて是正勧告(労働安全衛生法第66条違反)

事例4 (旅館業)

- 1 36協定を締結・届出することなく、月80時間を超える違法な時間 外・休日労働(最長:月94時間)を行わせていたことから、指導を実 施した。
- 2 安全衛生管理体制について、安全衛生委員会が設けられていなかったことから、指導を実施した。
- 3 ストレスチェックを実施していなかったことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実 と 労働基準監督署の指導

1 タイムカードで管理していた労働時間の実態を調査したところ、36協定を締結・ 届出することなく、月80時間を超える違法な時間外・休日労働(最長:月94時間) を行わせていたことが判明した。

労働基準監督署の指導

- ①36協定を締結・所轄の労働基準監督署長に届出することなく、時間外労働を行わ せたことについて是正勧告(労働基準法第32条違反)
- ②時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう 指導
- 2 常時50人以上の労働者を使用する事業場であるにもかかわらず、安全衛生委員会が設けられていないことが判明した。

労働基準監督署の指導

安全委員会及び衛生委員会の未設置について是正勧告(労働安全衛生法第17条及び同法第18条違反)

3 常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、労働者に対して心理的な 負担を把握するための検査(ストレスチェック)を実施していないことが判明した。

労働基準監督署の指導

常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、1年以内ごとに1回、 定期にストレスチェックを実施していないことについて是正勧告(労働安全衛生法 第66条の10違反) 労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関する ガイドライン

(平成29年1月20日策定)

1 趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、 深夜業等について規定を設けていることか ら、使用者は、労働時間を適正に把握する など労働時間を適切に管理する責務を有し ている。

しかしながら、現状をみると、労働時間 の把握に係る自己申告制(労働者が自己り労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。)のの過 適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

このため、本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき 措置を具体的に明らかにする。

2 適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。

また、本ガイドラインに基づき使用者(使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。)が労働者は、受けた者を含む。以下同じ。)が労働者は、労働基準法第41条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者(事業場外労働を行う者にあっては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。)を除く全ての者であること。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があ

ることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

3 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、 使用者の指揮命令下に置かれていると評価 される時間については労働時間として取り 扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否では、労働時間に該当するか等の定めのでは、労働協約等の定めのであるが使用者のといるであるとのであるとのであるとのであるとのであるとのであると、とのであるとのであるに置かれる。 は、対してでであるとのであるとのであるにといるであるによりなが使用者のといるでは、ないのであるに置かれている。 は、マはこれを余儀ないのに判断される。 は、マはこれを余儀ないのに判断される。 は、マはこれを余儀ないのに判断されるものであること。

- ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内において行った時間
- イ 使用者の指示があった場合には即時に 業務に従事することを求められており、 労働から離れることが保障されていない 状態で待機等している時間(いわゆる「手 待時間」)
- ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

4 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

- (1) 始業・終業時刻の確認及び記録 使用者は、労働時間を適正に把握する ため、労働者の労働日ごとの始業・ 終業 時刻を確認し、これを記録すること。
- (2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則 的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

- ア 使用者が、自ら現認することにより 確認し、適正に記録すること。
- イ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。
- (3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記(2)の方法によることなく、自己申 告制によりこれを行わざるを得ない場合、 使用者は次の措置を講ずること。

- ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。
- イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、 本ガイドラインに従い講ずべき措置に ついて十分な説明を行うこと。
- ウ 自己申告により把握した労働時間が 実際の労働時間と合致しているか否か について、必要に応じて実態調査を実 施し、所要の労働時間の補正をするこ と。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間

の分かるデータを有している場合に、 労働者からの自己申告により把握した 労働時間と当該データで分かった事業 場内にいた時間との間に著しい乖離が 生じているときには、実態調査を実施 し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業 場内にいる時間について、その理由等 を労働者に報告させる場合には、当該 報告が適正に行われているかについて 確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育 訓練、学習等であるため労働時間では ないと報告されていても、実際には、 使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれて いたと認められる時間については、労 働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な 申告を前提として成り立つものである。 このため、使用者は、労働者が自己申 告できる時間外労働の時間数に上限を 設け、上限を超える申告を認めない等、 労働者による労働時間の適正な申告を 阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっては、改善のための措置を場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定(いわゆる36協定)により延長することができる時間数を遵守することは当

然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等においても確認すること。

(4) 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働基準法第108条及び同 法施行規則第54条により、労働者ごとに、 労働日数、労働時間数、休日労働時間数、 時間外労働時間数、深夜労働時間数とい った事項を適正に記入しなければならな いこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第120条に基づき、30万円以下の罰金に処されること。

- (5) 労働時間の記録に関する書類の保存使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間保存しなければならないこと。
- (6) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の 責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化 に関する事項を管理し、労働時間管理上 の問題点の把握及びその解消を図ること。

(7) 労働時間等設定改善委員会等の活用 使用者は、事業場の労働時間管理の状 況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定 改善委員会等の労使協議組織を活用し、 労働時間管理の現状を把握の上、労働時 間管理上の問題点及びその解消策等の検 討を行うこと。